

接続料の算定に関する研究会（第20回）

2019年4月24日

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

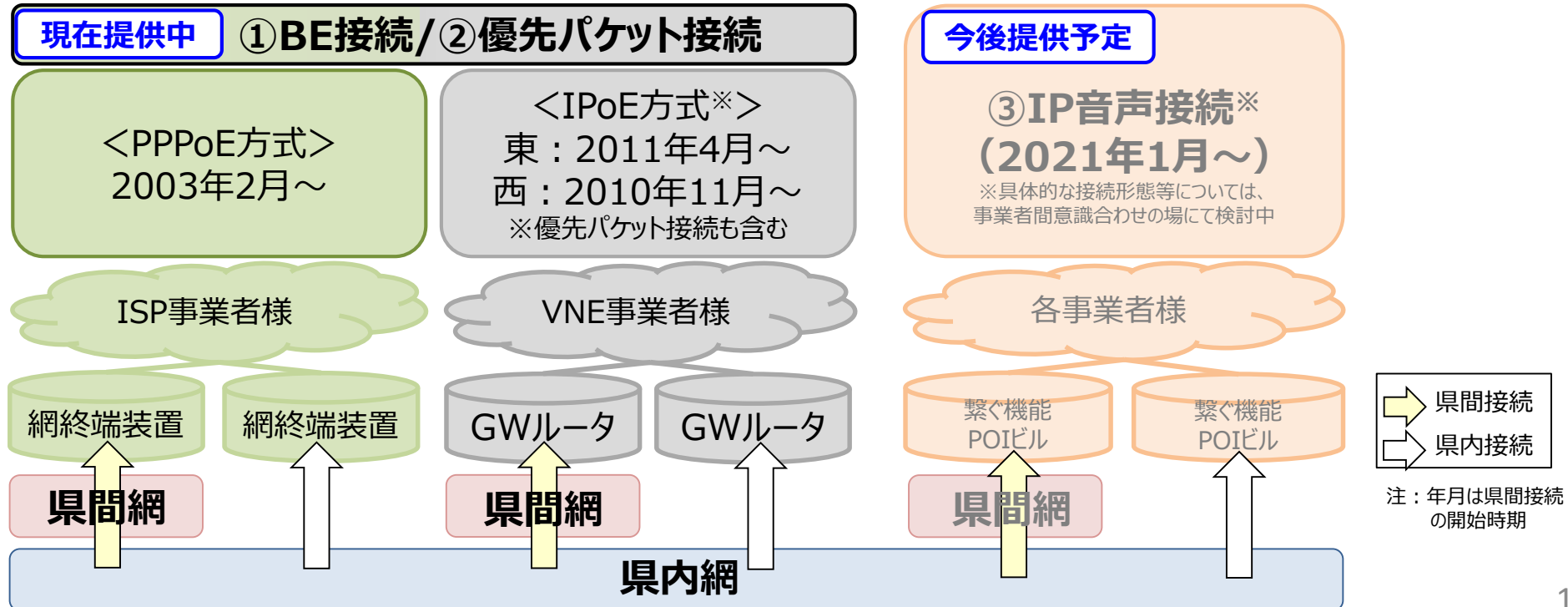
県間通信について

<現在提供中のもの>

- 当社は、県間通信用設備を用いて「①BE県間接続（PPPoE・IPoE）」「②優先パケット県間接続」の2つを接続事業者様へ提供しています。
 - 県間通信の提供にあたっては、活用業務の届出等の手続きを実施しているところです。
 - また、県間通信用設備については、公募によって中継事業者様から調達することも含めてコストミニマムとなるよう設備構築を行っています。

<今後提供予定のもの>

- 当社は、音声通話について、PSTNと相互接続する全ての事業者様と2025年までのIP-IP接続への移行に向けて検討を進めており、移行後は「③IP音声県間接続」を提供することを予定しています。

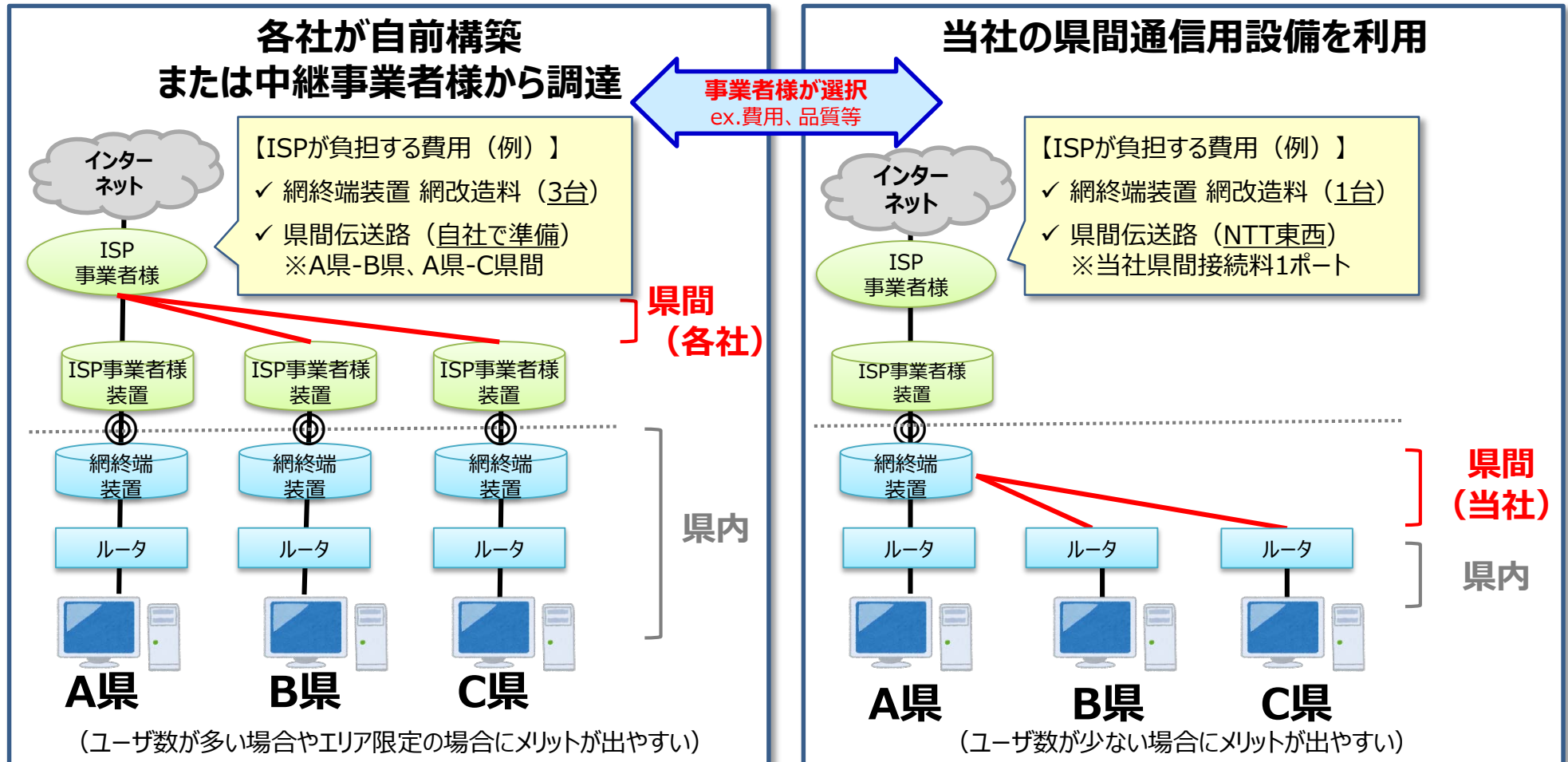


- ① BE県間接続
- ② 優先パケット県間接続

県間通信用設備の利用について

- 県間通信用設備は、「自前構築」、「中継事業者様からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」の**複数の選択肢の中から接続事業者様にとって最適な方法を選択できる環境**にあります。現に多くの事業者様が「自前構築」または「中継事業者様からの調達」により県間通信用設備を準備しています。

<県間通信用設備について（PPPoEの例）>



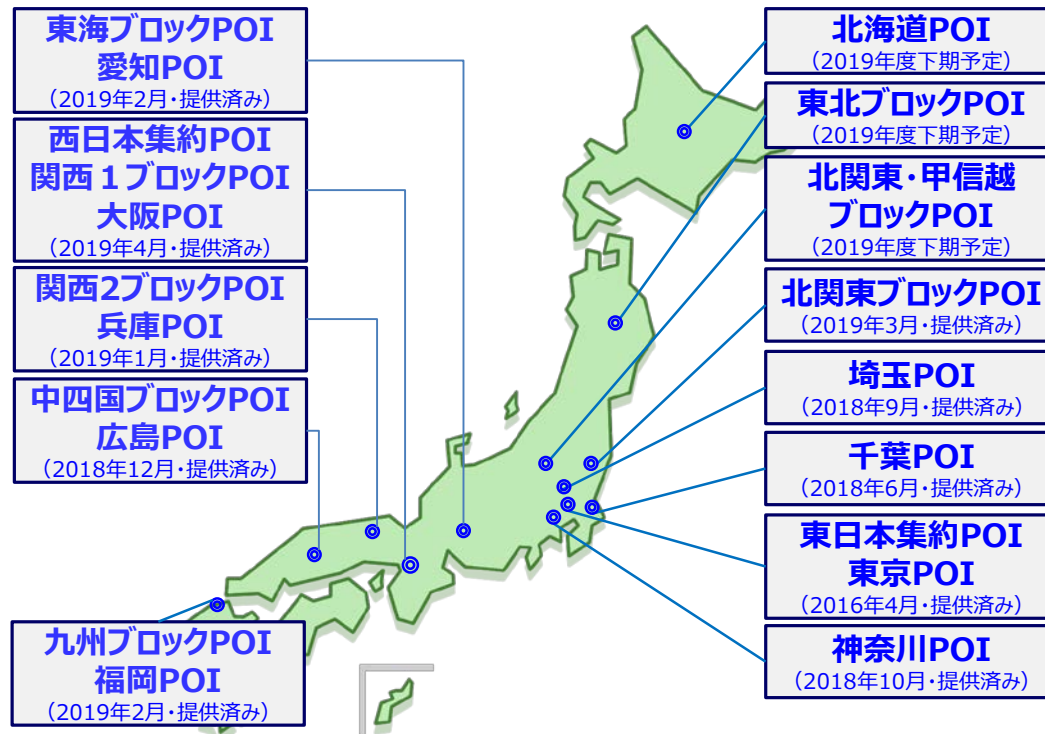
POIの設置状況

- PPPoE方式においては、各県にPOIを設置しており、「自前構築」、「中継事業者様からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」の複数の選択肢の中から接続事業者様にとって最適な方法を選択可能です。
- また、IPoE方式（優先パケット転送機能含む）においても、当初から設置していた東京・大阪以外の道府県においてPOIの設置を進めています。**今後も要望に応じて、POIの増設を検討する考え**です。設置したPOIでの接続を行えば、同様に**最適な方法を選択可能**です。

〔IPoE方式提供開始時〕



〔POI増設後〕



今後も要望を頂ければ、
POIの増設を検討

県間通信用設備の料金水準について

- 当社は、県間通信の接続料を**非指定設備に係る接続約款に規定し、全ての事業者様に対し同一の条件で提供**しており、接続事業者様が当社以外の県間通信用設備を選択した場合との比較が可能となっています。
- また、当社県間通信用設備を利用している事業者様が複数いることを踏まえれば、**当社の県間接続料は市場において合理的な水準**であると考えます。

◆当社BE県間接続料

	約款料金 (ポートあたり月額)	備考
100M	52万円	PPPoE方式のみ
1G	136万円	PPPoE方式のみ
10G	354万円	PPPoE・IPoE方式
100G (全国)	921万円	IPoE方式のみ
100G (ブロック)	829万円※	IPoE方式のみ

※西日本については、最低利用期間を設ける場合の料金

(参考) KDDI殿・「国内イーサネット専用サービス」

	提供料金※ (回線あたり月額)	
	10G (シングル)	100G
50kmまでのもの	726万円	1,564万円
200kmまでのもの	1,176万円	2,205万円
600kmまでのもの	1,526万円	2,846万円
600km超のもの	2,976万円	8,070万円

引用元:<https://www.kddi.com/business/network/intranet/ethernet-senyo/>

(参考) ソフトバンク殿・「イーサネットアクセス」

	提供料金※ (固定料金・月額)
10M (全二重)	80万円
100M	680万円

引用元:https://www.softbank.jp/biz/nw/internet/lineup/ether_access/

※回線終端装置使用料、アクセス回線に関わる料金は除く

③ IP音声県間接続

IP音声県間接続

- 音声IP-IP接続は原則二社間の直接接続となり、お互いが「繋ぐ機能POI」までの県間通信用設備を準備し、他方の事業者の県間通信用設備を含めたネットワークを必ず利用することとなります（着信ボトルネック）。このように当社と他事業者が**対称・対等な関係で接続することを踏まえれば、当社のネットワークのみが不可避免的な利用とはならない**と考えます。
- なお、音声IP-IP接続に係る全事業者共通のPOIは、トラヒックが縮小傾向となっていることを踏まえ、東京・大阪の2箇所を集約することで事業者間合意したものです。
- また、IP音声県間接続に係る制度の枠組みについては、**具体的な設備構成、費用負担方法等の扱いが定まった後に議論すべき**と考えますが、当社としては、**自主的な取り組みとしてこれまでと同様に約款に記載するなど公平性・透明性の確保に努めていく考え**です。

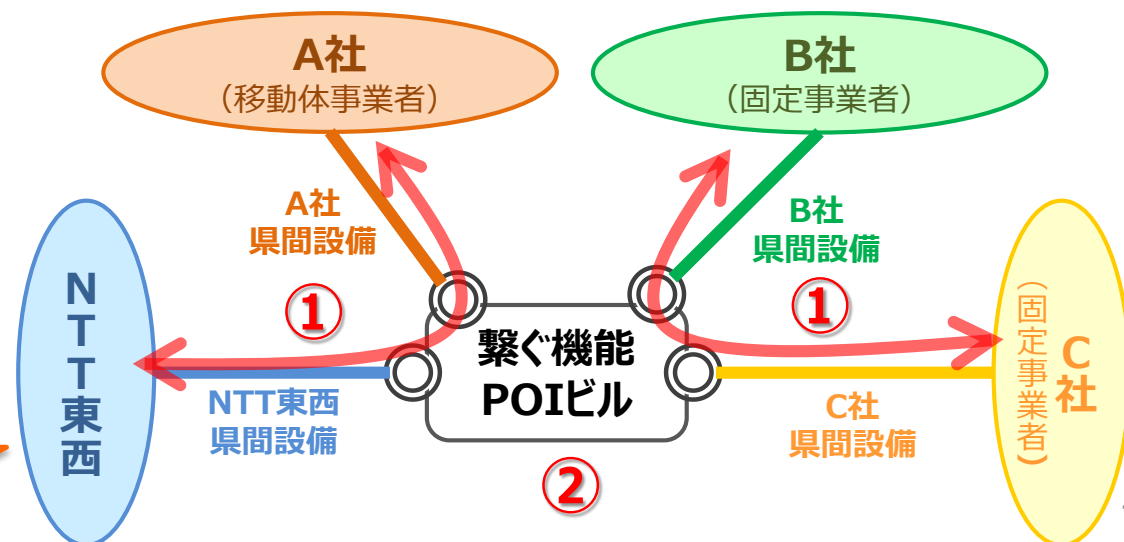
<IP音声県間接続イメージ>

① 対称・対等な関係

- ・「繋ぐ機能POI」までの県間通信用設備をお互いに準備
- ・他の事業者様のNWは事業展開上不可欠

② 事業者間合意によりPOIの場所を決定

- ・トラヒックが縮小傾向であることから、経済合理性の観点で踏まえて決定



まとめ

- 「①BE接続」「②優先パケット接続」は、接続事業者様が「自前構築」、「中継事業者様からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」という**複数の選択肢の中から、自身にとって最適な方法を選択可能**であることから、「**県間通信用設備を利用せざるを得ない**」とのご指摘には**当たらない**と考えます。
- 「③IP音声接続」は、トラヒックが縮小傾向となっていることを踏まえ、東京・大阪の2箇所[※]に全事業者共通のPOIを集約することで事業者間合意したものであり、**当社と他事業者が対称・対等な関係で接続することから、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはならない**と考えます。
- このように、自らの県間通信用設備が選ばれるよう中継事業者等の各社様と当社が努力する競争環境にあることを踏まえれば、当社を含めた全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、**当事者間の協議に委ねられるべき**ものであり、**新たな規律は不要**と考えます。
- なお、当社としては、今後も調達・構築等のコスト効率化を進めていく考えです。その際、他事業者様が**安価に県間通信用設備を提供できる**というのであれば、それを基に**設備構築を行い、その結果生じるコスト効率化による見直しの検討も可能**になると考えます。